

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の  
一部を変更する協定

## 大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

## 道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	147,723	19,829	111,997	4,206	107,791
H 1 9	146,986	19,718	111,371	4,182	107,189
H 2 0	146,498	19,644	110,956	4,167	106,790
H 2 1	131,661	17,413	98,352	3,693	94,659
H 2 2	135,455	17,983	101,575	3,814	97,761
H 2 3	125,603	16,502	93,206	3,500	89,706
H 2 4	131,164	17,338	97,930	3,677	94,253
H 2 5	137,825	18,340	103,589	3,890	99,699
H 2 6	144,799	19,389	109,513	4,112	105,401
H 2 7	153,958	20,766	117,294	4,405	112,889
H 2 8	157,741	21,335	120,507	4,525	115,982
H 2 9	161,614	21,918	123,797	4,649	119,149
H 3 0	209,373	29,101	164,369	6,172	158,196
H 3 1	216,596	30,187	170,505	6,403	164,102
H 3 2	222,043	31,006	175,132	6,576	168,555
H 3 3	221,812	30,972	174,936	6,569	168,367
H 3 4	222,139	31,021	175,213	6,580	168,634
H 3 5	223,112	31,167	176,040	6,611	169,429
H 3 6	222,202	31,030	175,267	6,582	168,685
H 3 7	221,835	30,975	174,955	6,570	168,385
H 3 8	221,434	30,915	174,615	6,557	168,058
H 3 9	221,847	30,977	174,965	6,570	168,395
H 4 0	220,962	30,844	174,214	6,542	167,672
H 4 1	220,615	30,792	173,919	6,531	167,388
H 4 2	220,075	30,710	173,460	6,514	166,946
H 4 3	219,841	30,675	173,261	6,506	166,755
H 4 4	218,099	30,413	171,781	6,451	165,331
H 4 5	217,011	30,249	170,857	6,416	164,441
H 4 6	216,340	30,149	170,287	6,395	163,893
H 4 7	215,854	30,075	169,874	6,379	163,495
H 4 8	214,160	29,821	168,435	6,325	162,110
H 4 9	213,165	29,671	167,590	6,293	161,297
H 5 0	211,941	29,487	166,550	6,254	160,296
H 5 1	211,763	29,460	166,399	6,249	160,151
H 5 2	210,158	29,219	165,036	6,197	158,838
H 5 3	209,091	29,058	164,129	6,163	157,966
H 5 4	208,095	28,909	163,283	6,132	157,152
H 5 5	207,913	28,881	163,128	6,126	157,003
H 5 6	206,308	28,640	161,765	6,075	155,690
H 5 7	205,106	28,459	160,744	6,036	154,708
H 5 8	204,284	28,335	160,046	6,010	154,036
H 5 9	204,066	28,303	159,860	6,003	153,857
H 6 0	202,518	28,070	158,545	5,954	152,592
H 6 1	201,758	27,955	157,900	5,929	151,970
H 6 2	81,361	11,042	62,370	2,342	60,027

別紙 7 を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	189,911
H 1 9	190,640
H 2 0	191,065
H 2 1	177,337
H 2 2	181,344
H 2 3	170,939
H 2 4	175,056
H 2 5	181,044
H 2 6	187,241
H 2 7	197,517
H 2 8	200,400
H 2 9	204,113
H 3 0	252,175
H 3 1	258,643
H 3 2	264,381
H 3 3	264,981
H 3 4	265,148
H 3 5	266,041
H 3 6	265,049
H 3 7	264,784
H 3 8	264,519
H 3 9	264,979
H 4 0	263,990
H 4 1	263,726
H 4 2	263,463
H 4 3	263,128
H 4 4	261,359
H 4 5	260,314
H 4 6	259,272
H 4 7	258,943
H 4 8	257,202
H 4 9	256,174
H 5 0	255,149
H 5 1	254,825
H 5 2	253,112
H 5 3	252,099
H 5 4	251,091
H 5 5	250,772
H 5 6	249,086
H 5 7	248,090
H 5 8	247,098
H 5 9	246,783
H 6 0	245,125
H 6 1	244,144
H 6 2	121,581

別紙 8〔1〕中「料金の額」を「均一料金の額」に改め、1を次のように改める。

1 通常料金の額

阪神高速道路における阪神東線（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（1）から（6）、（7）のうち大阪市西淀川区中島二丁目地先から泉大津市臨海町一丁目までの区間、（8）から（12）、（14）のうち西宮市武庫川町から尼崎市東本町一丁目までの区間及び（15）のうち西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町地先までの区間をいう。以下同じ。）、阪神西線（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（13）、（14）のうち西宮市今津水波町から同市武庫川町までの区間、（15）のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間及び（16）から（19）の路線をいう。以下同じ。）及び阪神南線（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（7）のうち泉大津市臨海町一丁目から泉佐野市りんくう往来北までの区間をいう。以下同じ。）の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のものうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）

阪神東線にあつては1台につき 700円

阪神西線にあつては1台につき 500円

阪神南線にあつては1台につき 500円

大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）

阪神東線にあつては1台につき 1,400円

阪神西線にあつては1台につき 1,000円

阪神南線にあつては1台につき 1,000円

別紙 8〔1〕1(2)及び(3)を削り、2を次のように改める。

2 特定料金の額

（1）下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記1の規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。

路線名		特定料金の徴収区間	特定料金	
			普通車	大型車
特定 区間 I	兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市武庫川町から 尼崎市道意町まで	150円	300円
	大阪府道高速湾岸線	泉大津市臨海町一丁目から 同町三丁目地先まで		
特定 区間 II	大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪市荒本北から 同市西石切町五丁目まで	200円	400円

	大阪府道高速湾岸線	高石市高砂一丁目から 泉大津市臨海町一丁目まで		
	大阪市道高速道路西大阪線	大阪市大正区三軒家東三丁目から 同市港区弁天五丁目まで		
	兵庫県道高速湾岸線	西宮市鳴尾浜一丁目から 尼崎市東海岸町まで		
	兵庫県道高速神戸西宮線及び 兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市中浜町から 同市武庫川町まで		
	兵庫県道高速湾岸線	西宮市西宮浜一丁目から 同市鳴尾浜一丁目まで		
特定 区間 Ⅲ	大阪府道高速大阪池田線及び 兵庫県道高速大阪池田線	池田市桃園二丁目から 同市木部町まで	300 円	600 円

(2) 下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記1の規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道2号(第二神明道路)のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあっては、同表の特定料金の欄に掲げる料金の額を、同表の区間のみを通行について阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道2号(第二神明道路)のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	特定料金の徴収区間	特定料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び 神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から 同町井吹まで及び 同市垂水区名谷町字入野から 同町字前田まで	200 円	300 円	700 円

(注) 上の表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添1のとおりとする。

別紙8〔1〕3を次のように改める。

### 3 均一料金において割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

#### 割引を適用する自動車

ETC車(ETCシステムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により

無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、E T Cカードを使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。)のうち、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。

なお、上記にいう「E T Cシステム」は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cカード」は、同令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が定めたE T Cシステム利用規程(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するE T Cカードを、「E T Cクレジットカード」は、会社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与を受けたE T Cカードをいう(以下同じ。)

#### 割引率

#### イ ポイントの付与

一のE T Cクレジットカード又はE T CパーソナルカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額(平成18年3月31日付けで締結した「京都市道高速道路1号線等に関する協定」第3条に規定する高速道路の路線名(1)及び(2)の路線(以下「京都圏」という。)における月間利用額と合算して計算する。以下記〔2〕2(1)イにおいて同じ。)に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

#### ロ ポイントによる割引

一のE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

#### ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記ロに定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

(2) 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカード（以下「ETCコーポレートカード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

イ 車両単位割引

一のETCコーポレートカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。以下記〔2〕2(2)イにおいて同じ。）に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

ロ 契約単位割引

記に定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

ハ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

(3) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車（ただし、記2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。）

割引率

イ 区分及び時間帯に応じた割引

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引率を適用し、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。ただし、土曜日・日曜日・祝日における普通車は、同表にかかわらず、30%の割引率

を適用し、割引率を乗じて得た割引額に50円未満の端数が生じる場合は、割引額を50円単位に24捨25入する。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～6:00前	20%
	22:00以後～24:00前	
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前	20%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日(月曜日～金曜日)は、祝日以外の日とする(以下同じ。)

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

(4) 湾岸線連続利用割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

兵庫県道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神西線を連続して通行するETC車又は大阪府道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神南線を連続して通行するETC車。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

割引額

割引額は、阪神東線と阪神西線又は阪神東線と阪神南線を連続して通行することに、次のとおりとする。

普通車 100円

大型車 200円

(5) 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線(新神戸トンネル有料道路)を連続して通行するETC車

割引額

普通車 300円

大型車 600円

(6) 池田線端末平日通勤時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間のみを通行するETC車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	150 円	300 円
	17:00 以後～20:00 前		

(7) 西大阪線早朝夜間割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間のみを通行する ETC 車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00 以後～6:00 前	80 円	150 円
	22:00 以後～24:00 前		

(8) ETC 前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC クレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約 5%
58,000 円	50,000 円	約 14%

(9) ETC 路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を ETC システムを利用して無線通信により行おうとする路線バス(乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。)。ただし、記 2(2)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

割引率は 39% 以下とする。

(10) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付され

ている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又は口の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行うおうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は50%以下とする。

（11）環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車のうち大型車

割引率

割引率は20%とする。

割引を適用する区間

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間とする。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記又は記の内容を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

（12）湾岸線2線通し通行券については、以下のとおりとする。

阪神東線の通常料金を徴収する区間及び兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間を連続して通行する現金により料金を徴収する大型車については、次の割引率の通行券を発行する。

販売価格	割引率
2,200円	約8%

( 1 3 ) 湾岸線 3 線通し通行券については、以下のとおりとする。

現金により料金を徴収する全自動車で、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間、大阪府道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間及び大阪府道高速湾岸線のうち阪神南線の通常料金を徴収する区間を連続して通行するものについては、次の割引率の通行券を発行する。

普通車		大型車	
販売価格	割引率	販売価格	割引率
1,500 円	約 12%	3,000 円	約 12%

( 1 4 ) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C 車

割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間 ( 1 年間を限度とする。 ) を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、事前に機構に届出をする。

( 1 5 ) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、事前に機構に届出をする。

( 1 6 ) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及びE T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、湾岸線連続利用割引、新神戸トンネル連続利用割引、時間帯割引のいずれか又は2以上の割引を重複適用した場合(以下「重複割引等」という。)の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。

E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引、時間帯割引、湾岸線連続利用割引、新神戸トンネル連続利用割引、池田線端末平日通勤時間帯割引、西大阪線早朝夜間割引、E T C前納割引及び環境ロードプライシングの相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

なお、時間帯割引と西大阪線早朝夜間割引との重複適用後の料金の額は、特定料金の額の半額を下回らないものとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ								
大口・多頻度	×	大口・多頻度							
時間帯	○	○	時間帯						
湾岸線	○	○	○	湾岸線					
新神戸	○	○	○	○	新神戸				
池田	○	○	×	×	×	池田			
西大阪	○	○	○	×	×	×	西大阪		
前納	×	×	○	○	○	○	○	前納	
環境RP	○	○	○	○	○	×	×	○	環境RP

○・・・重複適用あり  
×・・・重複適用なし

(注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引、「湾岸線」は湾岸線連続利用割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「池田」は池田線端末平日通勤時間帯割引、「西大阪」は西大阪線早朝夜間割引、「前納」はE T C前納割引、「環境R P」は環境ロードプライシングをそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	湾岸線連続利用割引、池田線端末平日通勤時間帯割引 又は西大阪線早朝夜間割引
2	新神戸トンネル連続利用割引
3	環境ロードプライシング
4	時間帯割引
5	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又はE T C前納割引

別紙 8〔3〕2 中「次に定める路線又は区間」を「下表の A 路線欄に掲げる路線と B 路線に掲げる路線と」に、「当分」を「会社が別に定める日まで」に改め、別紙 8〔3〕2 中(1)から(6)を次のように改める。

A 路線	B 路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）	A 路線と B 路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
大阪府道高速大阪西宮線	大阪府道高速湾岸線	A 路線と B 路線とが大阪市道高速道路淀川左岸線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	
兵庫県道高速神戸西宮線	兵庫県道高速北神戸線	A 路線と B 路線とを接続する阪神高速道路の路線が供用されるまでの間に限る。
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）	A 路線から B 路線へ通行する場合に限る。
神戸市道高速道路 2 号線	兵庫県道高速神戸西宮線	A 路線が B 路線と接続するまでの間に限る。

別紙 8〔3〕中 3 及び 4 を削り、別紙 8〔3〕5 中(1)から(4)を次のように改める。

- (1) 記〔1〕に掲げる事項は平成 21 年 4 月 1 日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。
- (2) 記〔2〕に掲げる事項は、平成 23 年度以降における会社が別に定める日以降から適用し、それまでの間は、均一料金の額を適用する。
- (3) 記〔2〕に掲げる対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETC の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、湾岸線への迂回誘導割引、高速自動車国道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限抑制等の負担軽減措置など道路整備事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく措置のほか、乗継の取扱い、環状線等路線の特性に応じた措置なども含め、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行うものとする。

- (4) 兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線(新神戸トンネル有料道路)を連続して通行するETC車への記〔1〕3(5)に定める割引の適用は、会社が別に定める日から実施する。
- (5) 記〔1〕3(3) イただし書に掲げる事項については、平成23年3月31日まで実施する。
- (6) 記〔1〕3(11)、同(12)、同(13)、記〔2〕2(7)、同(8)及び同(9)に掲げる事項については、会社が別に定める日まで実施する。
- (7) 平成21年度における会社が別に定める日までの間においては、記〔1〕3(1) ロに定める割引の適用については、ポイントの累積数が500ポイント以上の場合にのみ適用するものとする。
- (8) 会社が別に定める日までの間にあつては、記〔1〕3(5) に定める自動車に係る割引相互間の重複適用の順序は、会社が別に定めるものとする。

別紙8〔3〕中5を3とする。

別紙8中〔3〕を〔4〕とし、〔2〕を〔3〕とし、〔1〕の次に次を加える。

## 〔2〕対距離料金の額

### 1 通常料金の額

阪神高速道路の料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとするが、対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案し、湾岸線への迂回誘導割引、高速自動車国道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限抑制等の負担軽減措置など道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく措置のほか、乗継の取扱い、環状線等路線の特性に応じた措置なども含め、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行うものとする。

#### (1) 対距離料金の額

##### 1 キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

##### 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の料金の額は、276.19円とする。

大型車の1キロメートル当たりの料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通

車の2倍とする。

## (2) 適用方法

### キロ程

阪神高速道路の出入口等(阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社又は神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。)の間の利用距離は、別添2のキロ程によるものとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合、事前に機構に届出する。

### 出入口等間の料金の計算額

出入口等間の料金の計算額は、記に定める出入口等間のキロ程に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 =  $L R + F$  (単位:円)

注)上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L: 出入口等間のキロ程(単位:キロメートル)

R: 1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

F: 利用1回に対して課する固定額(単位:円)

## (3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

## 2 対距離料金において割引を適用する自動車及び割引率等

### (1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

#### 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

#### 割引率

#### イ ポイントの付与

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント

	70,000 円を超える部分	10 ポイント
--	----------------	---------

ロ ポイントによる割引

一の ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が 100 ポイント以上の場合に、100 ポイントを 100 円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記ロに定めるほか、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

(2) 事業者向け多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC 車のうち、利用約款により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、車載器を備え、かつ、ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ 車両単位割引

一の ETC コーポレートカードごとに ETC システムを利用して無線通信により徴収する料金の額の 1 カ月の合計額に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

(3) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC 車

割引率

割引率は、阪神高速道路ネットワークの有効活用の観点で、会社が別に定める。

(4) ETC 前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC クレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

#### 割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500 円	10,000 円	約 5%
58,000 円	50,000 円	約 14%

（５）ＥＴＣ路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付をＥＴＣシステムを利用して無線通信により行おうとする路線バス

割引率

割引率は３９％以下とする。

（６）障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱の定めるところにより交付されている手帳に、以下のイ又は口の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は５０％以下とする。

（７）環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち大型車

割引率

割引率は２０％とする。

割引を適用する区間

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間とする。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。  
弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、記 又は記 の内容を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

( 8 ) 湾岸線 2 線通し通行券については、以下のとおりとする。

阪神東線の通常料金を徴収する区間及び兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間を連続して通行する現金により料金を徴収する大型車については、次の割引率の通行券を発行する。

販売価格	割引率
2,200 円	約 8%

( 9 ) 湾岸線 3 線通し通行券については、以下のとおりとする。

現金により料金を徴収する全自動車で、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間、大阪府道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間及び大阪府道高速湾岸線のうち阪神南線の通常料金を徴収する区間を連続して通行するものについては、次の割引率の通行券を発行する。

普通車		大型車	
販売価格	割引率	販売価格	割引率
1,500 円	約 12%	3,000 円	約 12%

( 1 0 ) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C 車

割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間 ( 1 年間を限度とする。 ) を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、事前に機構に届出をする。

( 1 1 ) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、事前に機構に届出をする。

( 1 2 ) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及び E T C 前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引、時間帯割引、E T C 前納割引及び環境ロードプライシングの相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ					○・・・重複適用あり
多頻度	×	多頻度				×
時間帯	○	○	時間帯			
前納	×	×	○	前納		
環境RP	○	○	○	○	環境RP	

( 注 ) 「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「多頻度」は事業者向け多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引、「前納」は E T C 前納割引、「環境 R P 」は環境ロードプライシングをそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引又は E T C 前納割引

別添 1 中「特大車、大型車及び普通車」を「普通車、大型車及び特大車」に、「記〔 1 〕 1 ( 3 )」を「記〔 1 〕 2 ( 2 )」に改める。

別添 2 中「記〔 1 〕 2 ( 2 ) 」を「記〔 2 〕 1 ( 2 ) 」に、「最短経路により算出するもの」を「距離」に改め、別添 2 の本文に後段として次のように加える。

なお、出入口等相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行した時の最短経路により算出したキロ程を適用する。ただし、記〔 4 〕 2 により通行した場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでのキロ程と引き続いて阪神高速道路に再流入してからのキロ程を合算したキロ程とする。

別紙 8 中別添 2 を次のとおり改める。







	泉佐野南	りんくうJCT
泉佐野北	-	-
貝塚(南行)	1.9	4.1
貝塚(北行)	-	-
岸和田南(南行)	4.4	6.6
岸和田南(北行)	-	-
岸和田北	8.8	11.0
泉大津(南行)	11.1	13.3
泉大津(北行)	-	-
助松	13.8	16.0
高石	15.6	17.8
浜寺	-	-
石津	19.1	21.3
出島	-	-
大浜	21.9	24.1
三宝・三宝JCT(仮称:大和川線供用後)	24.5	26.7
三宝(大和川線供用まで)	-	-
南港南	27.0	29.2
南港中	-	-
南港北	-	-
天保山・天保山JCT	33.2	35.4
北港西・北港JCT	35.3	37.5
中島	37.9	40.1
尼崎東海岸	-	-
尼崎末広	40.2	42.4
鳴尾浜	42.4	44.6
甲子園浜	-	-
西宮浜	45.7	47.9
南芦屋浜	-	-
深江浜	49.4	51.6
住吉浜・魚崎浜	51.9	54.1
六甲アイランド北	52.7	54.9

大阪市道高速道路淀川左岸線  
(2号淀川左岸線)

	大開(仮称)	海老江北・海老江JCT(仮称)	大淀(仮称)	豊崎第1・第2(仮称)
北港JCT・北港東(仮称)	0.9	-	4.8	6.0
島屋・島屋東・二ノ丸・柳沢JCT	-	-	-	-
正蓮寺川(仮称)	2.0	3.2	5.2	7.0
大開(仮称)	-	-	-	-
海老江北・海老江JCT(仮称)	-	-	2.0	3.8
大淀(仮称)	-	-	-	-
豊崎第1・第2(仮称)	-	-	-	-

大阪府道高速大和川線  
(大和川線(出入口名は仮称))

	鉄砲東	常盤西	常盤東	次美	三宅西	三宅JCT
三宅・三宝JCT	1.4	-	5.2	-	7.8	-
鉄砲西	-	-	-	-	-	-
鉄砲東	-	3.1	-	5.7	-	7.6
常盤西	-	-	-	1.5	-	3.4
常盤東	-	-	-	-	-	-
次美	-	-	-	-	-	0.6
三宅西	-	-	-	-	-	-
三宅JCT	-	-	-	-	-	-

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線  
(7号北神戸線・北神戸線(北延伸線))

	永井谷	前開	布施畑西・布施畑JCT	布施畑東	白川JCT	しあわせの村	藍那	箕谷	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	西宮山口東・西宮山口JCT	五社
伊川谷JCT	-	2.9	5.4	-	7.8	8.8	11.7	16.3	20.7	-	24.8	27.9	30.4	25.9
永井谷	-	4.8	7.3	-	9.7	10.7	13.6	18.2	22.6	-	26.7	29.8	32.3	27.8
前開	-	-	2.5	-	4.9	5.9	8.8	13.4	17.8	-	21.9	25.0	27.5	23.0
布施畑西・布施畑JCT	-	-	-	-	2.4	3.4	6.3	10.9	15.3	-	19.4	22.5	25.0	20.5
布施畑東	-	-	-	-	1.0	3.9	8.5	12.9	-	-	17.0	20.1	22.6	18.1
白川JCT	-	-	-	-	0.9	1.9	4.8	9.4	13.8	-	17.9	21.0	23.5	19.0
しあわせの村	-	-	-	-	2.9	7.5	11.9	-	-	-	16.0	19.1	21.6	17.1
藍那	-	-	-	-	4.6	9.0	-	-	-	-	13.1	16.2	18.7	14.2
箕谷	-	-	-	-	4.4	-	-	-	-	-	8.5	11.6	14.1	9.6
からと西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	4.7	7.2	2.7
からと東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有馬口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮山口南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮山口東・西宮山口JCT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	柳谷JCT
五社	-
西宮山口東・西宮山口JCT	-
西宮山口南	-
有馬口	-
からと東	4.5
からと西	-
箕谷	11.4
藍那	16.0
しあわせの村	18.9
白川JCT	19.9
布施畑東	20.8
布施畑西・布施畑JCT	22.3
前開	24.8
永井谷	27.7
伊川谷JCT	29.6

神戸市道高速道路2号線  
(31号神戸山手線)

	神戸長田	妙法寺	白川南	白川JCT
湊川JCT(仮称)	-	3.5	4.6	7.3
神戸長田	-	5.3	6.4	9.1
妙法寺	-	-	-	-
白川南	-	-	-	-
白川JCT	-	-	-	-

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 勢山 廣直

阪神高速道路株式会社  
代表取締役会長 田中 宰